

第 7 期豊橋市障害者福祉実施計画
(2024 - 2026)
(案)



『ひまわり』 前田 由美子 作

令和6年3月
福祉部 障害福祉課

目次

I	計画の策定について	3
1	計画策定の背景	3
2	計画の趣旨	3
3	計画の期間	3
II	成果目標(令和8年度における目標値)	4
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	4
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
3	福祉施設から一般就労への移行	9
4	地域生活支援拠点(面的整備)の維持と評価	12
5	相談支援体制の充実・強化等	13
6	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組み	15
III	指定障害福祉サービス等の見込量と今後の取組み	16
1	訪問系サービス	16
2	日中活動系サービス	18
3	居住系サービス	22
4	計画相談支援及び地域相談支援	24
IV	地域生活支援事業の見込量と今後の取組み	26
1	相談支援事業	26
2	意思疎通支援事業	28
3	日常生活用具給付事業	29
4	移動支援事業及び自立生活支援事業	30
5	地域活動支援センター事業	32
6	その他の地域生活支援事業	33

I 計画の策定について

1 計画策定の背景

障害者福祉施策は、障害者が安心して暮らすことができる地域社会・共生社会の実現を目指し、措置制度から契約制度へと転換するとともに、その拡充が図られました。平成 18 年度には、就労支援の強化や地域生活への移行を促進するため、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)が施行され、障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供等、障害福祉サービスの提供体制の強化が図られました。平成 25 年 4 月には難病患者等への福祉サービスの対象拡大、重度訪問介護の対象者拡大、それまでの障害程度区分に替わる障害支援区分の創設等を内容とする障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行され、さらに平成 28 年改正では自立生活援助や就労定着支援の創設、令和 4 年改正では障害者等の地域生活支援体制の充実等が図られています。現在では、保健・医療・高齢福祉等による様々な施策と連携しながら支援体制づくりが進められています。

2 計画の趣旨

「第 7 期豊橋市障害者福祉実施計画(以下、「実施計画」という。)」は、障害者総合支援法第 88 条に基づき障害福祉計画として定めたものです。

また、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障害者計画として策定した「豊橋市障害者福祉基本計画(2024-2029)(以下、「基本計画」という。)」と整合性が保たれた内容としています。基本計画は障害者施策の基本的な事項や理念を定めるものであり、実施計画は基本計画の生活支援に関する事項を基に、障害福祉サービス等に関する 3 年後の目標値や 3 年間のサービス見込量等を定めるものです。

実施計画の策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)」に基づき目標を設定するとともに、愛知県の「第 7 期愛知県障害福祉計画」と整合を図っています。

本市では、障害者総合支援法に基づき、障害者(児)が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、地域で自立し、社会参加をしながら生活できる環境を整備するために必要な障害福祉サービス、相談支援等の提供体制を計画的に整備することを目的とし、計画的に施策を講じていきます。

3 計画の期間

本市では、第 1 期計画として「豊橋市障害福祉計画(平成 18～20 年度)」を、第 2、3、4 期計画として「豊橋市障害者自立支援事業計画(平成 21～23 年度、平成 24～26 年度、平成 27～29 年度)」を、第 5、6 期計画として「豊橋市障害者福祉実施計画(平成 30 年度～令和 2 年度、令和 3～5 年度)」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制を計画的に整備してきました。第 7 期計画の計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までとします。

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
豊橋市障害者福祉実施計画	第 5 期			第 6 期			第 7 期		

Ⅱ 成果目標(令和8年度における目標値)

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進するとともに、地域生活支援拠点や相談支援体制等の体制整備を行うため、基本指針に基づき、第6期計画の実績及び本市の実情を勘案して、成果目標を定めます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1)第6期計画の取組み状況及び課題の分析

- 地域生活への移行及び定着支援を行う地域相談支援、住宅への入居及び入居継続を支援する住宅入居等支援事業(居住サポート事業)等を実施しました。
- 地域生活移行後の定期訪問を主とする自立生活援助の活用を掲げましたが、事業所数が少ないことや地域移行が進んでいない事を理由として、自立生活援助のサービス提供が進んでいません。
- 第6期計画の成果目標である施設入所者の削減数について、入所待ちの障害者が多く、削減が困難な状況ではありますが、地域生活移行を進め定員縮小を検討している事業所もあることから、基本指針の目標値(令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減)である5人の削減を達成できる見込みです。
- 第6期計画の成果目標である施設入所者の地域生活移行者数は、令和5年度末までの目標値17人に対して、令和4年度末までは3人の実績、令和5年度末までに5人の移行が見込まれ、目標達成は困難な状況です。地域生活への移行が進まない理由として、養護者の同意を得ることが難しいことや利用者支援可能な受け入れ先が少ないこと等が挙げられます。

項目	令和4年度末までの実績	令和5年度末までの見込	令和5年度末までの目標値
施設入所者の削減数	5人	5人	5人
施設入所者の地域生活移行者数	3人	5人	17人

(2) 第7期計画の目標値の設定

- 施設入所者の削減数について、基本指針では、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することとされており、13人の削減が必要となります。
- 施設入所者の削減数について、施設入所支援事業所に対するアンケート結果では、入所待ちの障害者が多く、削減が困難な状況ではありますが、地域生活移行を進め定員縮小を検討している事業所もあることから、基本指針と同様13人の削減を新規目標とします。
- 施設入所者の地域生活移行者数について、基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%に加え、第6期計画未達成の部分も含めて目標にすることとされており、28人の地域生活移行が必要となりますが、基本指針に基づく目標値と第6期計画の実績が乖離しているため、第6期計画未達成分を除いた令和4年度末時点の施設入所者数の6%の16人を目標値とします。

項目	令和8年度末までの目標値	目標設定について
施設入所者の削減数	13人	基本指針と同様 令和4年度末時点の施設入所者数:260人
施設入所者の地域生活移行者数	16人	基本指針(第6期計画未達成分を除く)に基づく数値

(3) 第7期計画の目標値に向けての取組み

- 第6期計画での取組みを継続し、一人暮らしの生活体験ができる安心生活支援事業、住宅への入居及び入居継続を支援する住宅入居等支援事業(居住サポート事業)、基幹相談支援センターによる地域生活への移行支援等の取組みを実施します。
- 豊橋市障害者自立支援協議会に設置されている入所・短期入所事業所連絡会を活用し、情報の提供及び共有を進め、障害者本人の意思を尊重しつつ地域生活への移行の取組みを進めます。
- 自立生活援助のサービス提供を行う事業所について、連携強化や情報共有を図るとともに、障害者本人と事業所がともに安心して地域移行に取り組めるように、新たに自立生活援助のサービス提供を実施する事業所のフォローを行います。
- 日中サービス支援型共同生活援助を利用し、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する障害者が地域での暮らしを継続することができるよう体制を確保します。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 第6期計画の取組み状況及び課題の分析

- 地域生活への移行及び定着支援を行う地域相談支援、住宅への入居及び入居継続を支援する住宅入居等支援事業(居住サポート事業)等を実施しました。
- 地域生活移行後の定期訪問を主とする自立生活援助の活用を掲げましたが、事業所数が少ないことや地域移行が進んでいない事を理由として、自立生活援助のサービス提供が進んでいません。
- 豊橋市障害者自立支援協議会の地域移行促進ネットワーク検討会において、施設入所支援事業所、相談支援事業所及び精神科病院等の関係機関と地域移行支援の実績や取組み等について情報共有を行いました。
- 成果目標である早期退院率については、全体的に上昇傾向ではありますが、第6期計画の目標達成は困難な状況です。

項目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和5年度 (目標値)	目標設定について
入院後3か月時点の 退院率の上昇	62%	66%	69%以上	基本指針と同様
入院後6か月時点の 退院率の上昇	77%	83%	86%以上	基本指針と同様
入院後1年時点の 退院率の上昇	85%	90%	92%以上	基本指針と同様

(2) 第7期計画の目標値の設定

ア 精神科病院からの退院率の目標設定

○基本指針に基づいた目標設定とし、地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)の見込みも考慮しつつ、退院率の上昇を目指します。

項目	令和4年度 (実績)	令和8年度 (目標値)	目標設定について
入院後3か月時点の 退院率の上昇	62%	68.9%	基本指針と同様
入院後6か月時点の 退院率の上昇	77%	84.5%	基本指針と同様
入院後1年時点の 退院率の上昇	85%	91%	基本指針と同様

イ 精神障害者の地域移行に係るサービス利用者数

○令和8年度までのサービス見込量をもとに、精神科病院からの退院率の増加等も加味し、精神障害者の地域移行支援利用者数、地域定着支援利用者数、共同生活援助利用者数、自立生活援助利用者数、自立訓練(生活訓練)利用者数について、それぞれ下表のとおり活動指標を設定します。

項目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和8年度 (目標値)
精神障害者の地域移行支援 利用者数	3人	3人	6人
精神障害者の地域定着支援 利用者数	1人	1人	4人
精神障害者の共同生活援助 利用者数	198人	221人	306人
精神障害者の自立生活援助 利用者数	0人	0人	3人
精神障害者の自立訓練(生活訓練) 利用者数【新規】	4人	3人	4人

※数値は各年度の3月利用分

ウ 保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者による協議の場の開催

○全ての障害者とその家族及び市民の誰もが、安心して自分らしく暮せる地域づくりのため、これまでの地域生活への移行のみならず地域住民の協力を基盤とした地域包括ケアシステムの構築が不可欠です。その実現のためには自分たちが暮らす地域の課題を見つけて検討する話し合いの場が必要であり、保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者等による連携強化を目指す体制の構築を進めるため、豊橋市障害者自立支援協議会により、年に1回以上、目標設定及び評価(参加人数見込21人[保健1人、医療5人、福祉12人、介護2人、当事者団体1人])を実施します。

項 目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和8年度 (目標値)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	21人	21人	21人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

(3)第7期計画の目標値に向けての取組み

- 入院中の精神障害者の地域生活への移行を支援するため、医療機関への地域移行支援体制に関する情報提供や障害者本人への意向確認等の取組みを実施します。
- 自立生活援助のサービス提供を行う事業所について、連携強化や情報共有を図るとともに、障害者本人と事業所がともに安心して地域移行に取り組めるように、新たに自立生活援助のサービス提供を実施する事業所のフォローを行います。
- 地域移行先となる事業所に対して、強度行動障害に係る研修等を積極的に周知し、支援員の人材育成を図ることで、地域移行した障害者が地域に定着できるように取組みます。
- 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者や、アルコール、薬物等をはじめとする依存症の方への支援に取り組めます。
- 豊橋市障害者自立支援協議会の保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係者による協議において、施設入所支援事業所、相談支援事業所、精神科病院等の関係機関と地域移行支援を推進します。

3 福祉施設から一般就労への移行

(1)第6期計画の取組み状況及び課題の分析

- 豊橋市障害者自立支援協議会において、事業所のスキルアップを図るための研修を実施して事業所のサービス提供力の向上と平準化を図りました。
- 障害者の就労先の拡大のため、農福連携マッチングシステムの取組みをスキルアップ検討会で周知する等、農福連携に取り組めました。
- 市役所内における優先調達を推進するマッチングシステムを活用し、障害者の賃金や工賃向上に貢献しました。
- 就労定着支援の利用者は増加傾向ではありますが、目標値を達成できておらず、十分ではない状況です。職場定着の支援拡大のため、さらなる制度の周知が必要です。
- 報酬改定により在宅就労の対象者の範囲が拡大されたことで、在宅でのサービス利用を希望する障害者に対する就労支援が拡大しました。
- 就労移行支援の利用者数が増えておらず、就職者数も横ばいの状態が続いています。

ア 福祉施設から一般就労への移行者数の目標設定

- 一般就労への移行者数は、横ばいの状態が続いています。就労移行支援からの一般就労への移行者数は目標値より大きく下回っており、第6期計画の目標達成は困難な状況です。

項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和5年度 (目標値)
一般就労移行者数合計	88人	85人	91人	103人
就労移行支援	53人	49人	48人	80人
就労継続支援A型	17人	21人	25人	11人
就労継続支援B型	18人	15人	18人	12人

イ 就労定着支援事業の利用率の目標設定

- 就労定着支援事業の利用率は、増加傾向ではありますが、第6期計画の目標達成は困難な状況です。(就労定着支援事業の利用率＝福祉施設から一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合)

項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和5年度 (目標値)
就労定着支援事業の利用率	33%	41%	49%	70%

ウ 就労定着支援事業所の就労定着率の目標設定

- 就労定着支援事業所の就労定着率は、第6期計画の目標を達成できる見込です。(就労定着率＝過去3年間の就労定着支援利用者のうち、就労定着者の割合)

項目	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和5年度 (目標値)
就労定着率が8割以上の事業所数【新規】	100%	80%	80%	70%

(2)第7期計画の目標値の設定

ア 福祉施設から一般就労への移行者数の目標設定

- 基本指針に基づき、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数について、令和3年度実績の1.28倍以上である115人を目標とします。
- 基本指針では、令和8年度における就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所の移行者数の目標値について、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上としており、70人、22人及び23人を目標とします。
- 基本指針では、令和5年度末時点における第6期計画未達成の部分も含めて令和8年度の目標値にすることとされておりますが、基本指針に基づく目標値と第6期計画の実績が乖離しているため、第6期計画未達成分は除くこととします。

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)
一般就労移行者数合計	88人	115人
就労移行支援	53人	70人
就労継続支援A型	17人	22人
就労継続支援B型	18人	23人

イ 就労移行支援事業所の就労移行率の状況【新規】

- 基本指針に基づき、令和8年度における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合(就労移行率)が5割以上の事業所数が全体の5割以上とすることを目標とします。

項目	令和8年度 (目標値)
就労移行率が5割以上の事業所数【新規】	全ての就労移行支援事業所数の5割以上

ウ 就労定着支援事業の利用者数の目標設定【新規】

- 基本指針に基づき、令和8年度における就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度における就労定着支援事業の利用者数の1.41倍である55人を目標とします。

項目	令和3年度 (実績)	令和8年度 (目標値)
就労定着支援事業の利用者数【新規】	39人	55人

エ 就労定着支援事業所の就労定着率の目標設定【変更】

○基本指針に基づき、令和8年度における就労定着支援事業所の就労定着率が70%以上の事業所を全体の25%以上とすることを目標とします。

(就労定着率=42月以上継続の就労定着者数/過去6年間における就労定着支援の利用終了者)

項 目	令和8年度 (目標値)
就労定着率が7割以上の事業所数【新規】	25%

(3)第7期計画の目標値に向けての取組み

- 豊橋市障害者自立支援協議会において、事業所のスキルアップを図るための研修を継続しつつ、関係機関とのさらなる連携強化を図り、障害者雇用創出に向けた取組みの検討を行います。
- 必要に応じて特別支援学校等への進路相談の実施を継続する他、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用について、関係機関と連携し周知に取組みます。
- 令和7年度に施行予定の就労選択支援について、関係機関と連携し周知に取組み、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るよう努めます。

4 地域生活支援拠点(面的整備)の維持と評価

(1)第6期計画の取組み状況及び課題の分析

- 第4期計画において、平成28年度に地域生活支援拠点として、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制(面的な体制)(以下、「地域生活支援拠点(面的整備)」という。)を整備し、第5期・第6期計画では豊橋市障害者自立支援協議会による定期的な評価を行いました。土日・夜間の連絡体制や専門的人材の育成のための研修は実施出来ている一方で、重層的支援体制が十分ではないことが課題として挙げられました。
- 地域のニーズの変化に対応できるよう継続した評価や見直しが必要となります。

(2)第7期計画の目標の設定

ア 地域生活支援拠点の整備

- 豊橋市の地域生活支援拠点の整備(面的整備)に必要な5つの機能を、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所等が分担して整備します。

<豊橋市の地域生活支援拠点(面的整備)>

機能	概要
①相談	自立の相談や地域での暮らしの相談等に応じる機能
②体験の場や機会	一人暮らしの体験の場や機会を提供する機能
③緊急時の受入・対応	緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
④専門的人材の確保・養成	専門的な対応ができる体制確保や人材の確保・養成の機能
⑤地域の体制づくり	様々なニーズに対応できるように、保健・医療・高齢福祉・障害福祉関係機関との連携や体制整備を行う機能

イ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備【新規】

- 強度行動障害を有する障害者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

(3)第7期計画の目標に向けての取組み

- 個々の機関が有機的な連携の下に1つの地域生活支援拠点として機能するよう、面的整備の体制維持のための評価を年に1回以上実施し、必要に応じて機能強化や見直しを行います。
- 相談支援事業所への訪問等のアウトリーチによるスーパーバイズにより、強度行動障害を有する障害者の現状や支援ニーズの把握を行い、豊橋市障害者自立支援協議会で情報共有を図るとともに関係機関が連携した支援体制を構築します。

5 相談支援体制の充実・強化等

(1) 第6期計画の取組み状況及び課題の分析

- 相談支援体制の強化として掲げた豊橋市障害者自立支援協議会における相談支援事業所の連携強化の取組みを実施しました。
- 相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言を基幹相談支援センターが中心となって実施しました。
- 多様化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することが必要となるため、相談支援事業所や関係機関とのさらなる連携体制の強化が必要です。

(2) 第7期計画の目標の設定

ア 地域の相談支援体制の強化

- 基幹相談支援センターにおいて、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- 基幹相談支援センターが相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言や人材育成に関する支援を実施し、地域の相談支援体制の強化を図ります。

イ 地域サービス基盤の開発・改善等に取り組む体制の確立

- 豊橋市障害者自立支援協議会の機能をより実効性のあるものとするための体制を整えたうえで、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行います。

項目	第6期			第7期		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
相談支援事業所への訪問等による専門的な指導・助言件数	52件	55件	57件	60件	62件	64件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	2件	1件	2件	3件	3件	3件
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	10回	10回	10回	10回	10回	10回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

項 目	第 6 期			第 7 期		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
協議会における相談 支援事業所の参画に よる事例検討実施回 数	9回	9回	9回	9回	9回	9回
協議会における相談 支援事業所の参画に よる事例検討参加事 業者・機関数	26事業所	27事業所	28事業所	30事業所	31事業所	32事業所
協議会の専門部会の 設置数	3部会	3部会	3部会	3部会	3部会	3部会
協議会の専門部会の 実施回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回

(3) 第7期計画の目標に向けての取組み

- 相談支援体制について、多様化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、地域の関係機関との連携を強化し、重層的支援体制の整備を図ります。
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所訪問やアウトリーチによるOJTやスーパーバイズを継続的に実施し、相談支援員の資質向上を図りつつ、地域の相談支援体制の連携を強化します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組み

(1) 第6期計画の取組み状況及び課題の分析

- 本市職員が愛知県等の関係機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ参加しました。
- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を育成するため、研修の実施、多職種間の連携の推進を行いました。
- 障害福祉サービス事業所からの給付費の請求誤りが多いため、請求誤りを無くすための取組が必要です。

(2) 第7期計画の目標の設定

- 本市職員の専門的知識の向上を図るため、愛知県等の関係機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修に年2人以上参加し、その内容を職員同士で情報共有します。
- 豊橋市障害者自立支援協議会において、障害福祉サービス等の提供を担う人材を育成するため、研修の実施及び多職種連携の推進に引き続き取り組みます。
- 障害福祉サービス給付費の請求に係る審査結果等の分析について、他自治体と年1回以上情報共有します。

(3) 第7期計画の目標に向けての取組み

- 愛知県等の関係機関が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ積極的に参加します。
- 障害福祉サービス給付費の請求に係る審査結果等を分析し、他自治体との情報共有を実施したうえで、事業所に対して適正な運営を行うよう周知啓発に努めます。

項目	第6期			第7期		
	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (目標値)	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
都道府県が実施する 研修への市職員の参 加人数	1人	1人	1人	2人	2人	2人
障害者自立支援審査 支払等システムによる 審査結果の他自治体 との共有	1回	1回	1回	1回	1回	1回

Ⅲ 指定障害福祉サービス等の見込量と今後の取組み

令和6年度から令和8年度までの指定障害福祉サービス等の見込量とサービス確保に向けた今後の取組みを以下のとおり定めます。

※サービス見込量は各年度3月利用分で、令和5年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

1 訪問系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類	
① 居宅介護	自宅で食事・入浴・排せつの介護、調理、洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言等の援助を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者又は精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅での食事・入浴・排せつ等の介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院している人に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。
③ 行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難のある人が行動する時に、危険を避けるために必要な援護や移動中の介護を行います。
④ 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難のある人に、移動に必要な情報の提供や援護等の外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的にを行います。

(2) サービス見込量

項 目			第6期			第7期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
居宅介護	人数	実績・見込	704	730	768	804	841	881
		計画	743	796	854			
	時間	実績・見込	13,760	13,280	14,802	15,489	16,208	16,986
		計画	13,262	13,826	14,413			
	事業所数	実績・見込	50	51	53	56	58	61
		計画	46	48	50			

項 目		第6期			第7期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
重度訪問介護	人数	実績・見込	9	13	17	21	27	35
		計画	3	3	3			
	時間	実績・見込	2,780	3,932	4,962	6,359	8,148	10,456
		計画	1,648	1,689	1,732			
	事業所数	実績・見込	48	51	53	56	58	61
		計画	46	48	50			
行動援護	人数	実績・見込	11	15	16	16	17	18
		計画	18	20	21			
	時間	実績・見込	102	141	252	261	271	282
		計画	652	926	1,316			
	事業所数	実績・見込	8	8	8	8	8	8
		計画	8	9	10			
同行援護	人数	実績・見込	60	55	56	57	59	60
		計画	51	51	51			
	時間	実績・見込	980	1,026	951	969	988	1,008
		計画	781	785	788			
	事業所数	実績・見込	24	24	24	25	25	26
		計画	25	25	25			
重度障害者等包括支援	人数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	時間	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			

<見込量について>

訪問系サービスの利用者は全体的に増加傾向であり、障害者の在宅生活を支援する基本的なサービスとして、この傾向は今後も継続すると見込まれます。

(3)今後の取組み

<居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護>

- サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の実施等により、質の高いサービスを確保します。
- 障害者の高齢化に伴い、介護保険との円滑な併用ができるよう努めます。
- 専門的知識を持ったヘルパー育成ができるよう研修プログラムの充実に努めます。
- 医療的ケアが必要な障害者にサービス提供事業者が対応できる体制を整えます。

2 日中活動系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類
<p>① 生活介護 日中、障害者支援施設等で食事・入浴・排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。</p>
<p>② 自立訓練(機能・生活)※宿泊型を含む 自立した日常生活・社会生活を営めるように、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。</p>
<p>③ 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、生産活動やその他の活動機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を一定期間行います。</p>
<p>④ 就労継続支援 A 型 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約等に基づき働く場やその他の活動機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p>
<p>⑤ 就労継続支援 B 型 一般企業等での就労が困難な人に、働く場やその他の活動機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。</p>
<p>⑥ 就労定着支援 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障害者について、就労を継続するための生活面の課題等に対し、企業・自宅等への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。</p>
<p>⑦ 就労選択支援(※令和 7 年 10 月 1 日施行) 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。</p>
<p>⑧ 療養介護 医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の支援を行います。</p>
<p>⑨ 短期入所(福祉型・医療型) 自宅で介護できない場合に、短期間、一時的に施設で食事・入浴・排せつ等の介護を行います。</p>

(2)サービス見込量

項 目		第6期			第7期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
生活介護	人数	実績・見込	859	895	907	913	920	928
		計画	847	851	854			
	日数	実績・見込	17,313	18,431	18,533	18,672	18,811	18,981
		計画	17,303	17,381	17,459			
	事業所数	実績・見込	39	43	46	46	46	46
		計画	36	38	41			
	定員	実績・見込	1,061	1,129	1,153	1,153	1,153	1,153
		計画	1,010	1,033	1,057	1,141	1,150	1,160
自立訓練 (機能)	人数	実績・見込	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
	日数	実績・見込	0	0	0	21	21	21
		計画	21	21	21			
	事業所数	実績・見込	2	2	2	2	2	2
		計画	1	1	1			
	定員	実績・見込	※共生型で 定員なし	※共生型で 定員なし	※共生型で 定員なし	20	20	20
		計画	20	20	20			
自立訓練 (生活) ※宿泊型を含む	人数	実績・見込	11	7	7	6	6	5
		計画	12	6	6			
	日数	実績・見込	269	147	143	139	136	132
		計画	268	129	129			
	事業所数	実績・見込	4	4	4	4	4	4
		計画	2	1	1			
	定員	実績・見込	18	18	18	18	18	18
		計画	18	18	18			
就労移行支援	人数	実績・見込	104	90	98	92	87	81
		計画	106	120	134			
	日数	実績・見込	1,831	1,594	1,731	1,624	1,523	1,430
		計画	1,802	2,040	2,278			
	事業所数	実績・見込	15	14	15	14	13	13
		計画	16	18	20			
	定員	実績・見込	164	152	159	148	138	138
		計画	165	186	208			
就労継続支援A 型	人数	実績・見込	169	199	214	221	228	236
		計画	157	162	167			
	日数	実績・見込	3,430	3,990	4,338	4,479	4,625	4,782
		計画	3,104	3,179	3,257			
	事業所数	実績・見込	12	13	14	14	14	14
		計画	12	12	12			
	定員	実績・見込	209	205	225	225	225	225
		計画	195	195	195	221	228	236

項 目		第6期			第7期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
就労継続支援B型	人数	実績・見込	775	924	989	1,017	1,047	1,079
		計画	843	894	949			
	日数	実績・見込	12,853	16,690	17,159	17,657	18,168	18,724
		計画	14,843	15,877	16,983			
	事業所数	実績・見込	47	52	56	56	56	56
		計画	42	45	47			
定員	実績・見込	950	1,008	1,112	1,112	1,112	1,112	
	計画	912	975	1,043	1,017	1,047	1,079	
就労定着支援	人数	実績・見込	17	17	21	22	25	27
		計画	21	38	56			
	事業所数	実績・見込	4	5	6	6	7	8
		計画	10	15	20			
就労選択支援	人数	実績・見込	—	—	—	—	20	40
		計画	—	—	—			
	事業所数	実績・見込	—	—	—	—	13	13
		計画	—	—	—			
療養介護	人数	実績・見込	29	31	33	34	36	38
		計画	35	39	45			
	事業所数	実績・見込	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	定員	実績・見込	40	40	40	40	40	40
		計画	40	40	40			
短期入所 (福祉型)	人数	実績・見込	98	168	190	214	241	272
		計画	142	143	143			
	日数	実績・見込	529	653	709	770	836	907
		計画	862	868	868			
	事業所数	実績・見込	20	22	24	27	30	33
		計画	20	24	28			
	定員	実績・見込	87	95	102	109	116	124
		計画	73	80	87			
短期入所 (医療型)	人数	実績・見込	8	9	8	8	8	8
		計画	4	3	2			
	日数	実績・見込	23	22	16	16	16	16
		計画	26	18	13			
	事業所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
		計画	1	0	0			

<見込量について>

- 生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型は令和5年10月より総量規制を実施しているため、新規の事業所指定は行っていません。但し、強度行動障害者、重症心身障害者及び医療的ケアを必要とする者を対象とした事業所については総量規制の対象外としています。また、総量規制は、サービス種別ごとのサービス量(定員数)がその計画値を下回った場合に解除することとし、実績値をもとにその検討を行うこととします。なお、計画値はサービス利用人数等の実績値により、必要に応じて見直しを図るものとします。
- 障害者の能力や希望に応じて適切な就労につなげる就労選択支援については、令和7年度より開始するものとして見込んでいます。

(3)今後の取組み

<生活介護>

- サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスを確保します。
- 医療的ケアが必要な障害者、行動障害がある障害者も安心して利用できるよう努めます。
- 特別支援学校等の卒業生の受入体制の整備を行います。

<自立訓練(機能・生活)>

- 相談支援事業所等の各関係機関と連携することで、自立訓練を必要とする障害者について、サービスの提供に繋がられるよう支援していきます。

<就労移行支援、就労継続支援 A・B 型>

- 事業所職員のスキルアップのための検討会やハローワーク等の関係機関との連携を行い、障害者の雇用創出や就労に向けた質の高いサービスを確保します。
- 特別支援学校の生徒に就労アセスメントを実施するとともに、事業所における受入体制の整備を行います。

<就労定着支援>

- 障害者の適性に応じ、丁寧な支援を行い、定着率の向上を目指します。
- 事業所間や各関係機関との情報共有を行い、質の高いサービスを確保します。

<就労選択支援>

- 関係機関と連携し周知に取組み、障害者の希望や能力に沿った就労の実現を図るよう努めます。

<療養介護>

- サービスのスムーズな利用ができるように、現状のサービス提供を継続します。

<短期入所(福祉型・医療型)>

- 相談支援事業所等の各関係機関と連携し、スムーズなサービス提供ができるよう努めます。
- 医療的ケアが必要な障害者の受入れを進めるため、補助事業や体制を維持します。

3 居住系サービス

(1) サービス内容

サービスの種類	
① 自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害者に対して、定期的な居宅訪問や随時の対応により、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。
② 共同生活援助(グループホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談や食事・入浴・排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行います。
③ 施設入所支援	施設の入所者に対して、主に夜間の食事・入浴・排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行います。

(2) サービス見込量

項 目			第6期			第7期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
自立生活援助	人数	実績・見込	0	2	2	2	2	3
		計画	5	10	15			
	事業所数	実績・見込	1	2	2	2	2	2
		計画	1	2	3			
共同生活援助	人数	実績・見込	459	514	575	640	713	795
		計画	387	415	445			
	事業所数	実績・見込	41	47	52	58	65	72
		計画	33	35	37			
	定員	実績・見込	684	769	799	891	998	1,106
		計画	601	680	770			
施設入所支援	人数	実績・見込	213	231	227	222	218	214
		計画	274	272	270			
	事業所数	実績・見込	5	5	5	5	5	5
		計画	5	5	5			
	定員	実績・見込	260	260	258	255	253	250
		計画	265	265	265			

<見込量について>

共同生活援助(グループホーム)の利用希望者や日中サービス支援型共同生活援助事業所は増加傾向にあり、障害者の地域生活を支援するサービスとして、この傾向は今後も継続すると見込まれます。施設入所支援については地域生活への移行を推進するにあたり、利用者はやや減少するものと見込んでいます。

(3)今後の取組み

<自立生活援助>

- 障害者の適性に応じ、丁寧な支援を行い、充実した地域生活を目指します。
- 事業所間や各関係機関との情報共有を行い、質の高いサービスを確保します。

<共同生活援助>

- 引き続き設置・運営に要する補助事業を継続し、体制を維持していきます。
- 日中サービス支援型共同生活援助について、豊橋市障害者自立支援協議会において評価を行い、サービスの質の向上を図ります。

<施設入所支援>

- 施設入所が必要な障害者に、適切なサービスが提供できるよう努めます。また、地域生活への移行を推進します。

4 計画相談支援及び地域相談支援

(1) サービス内容

サービスの種類	
① 計画相談支援	障害者の相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスを利用する上で必要となる計画の作成を行います。
② 地域移行支援	障害者が入院、施設入所等の生活から地域生活へ安心して移行できるよう支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅等において、一人暮らし等をする障害者の常時の連絡体制の確保や緊急時の相談その他必要な支援を行います。

(2) サービス見込量

項目			第6期			第7期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
計画相談支援	人数	実績・見込	892	946	997	1,046	1,097	1,152
		計画	1,061	1,166	1,281			
	事業所数	実績・見込	27	28	29	30	31	32
		計画	32	34	37			
地域移行支援	人数	実績・見込	1	0	0	3	5	7
		計画	17	22	27			
	事業所数	実績・見込	18	18	18	18	18	18
		計画	19	20	20			
地域定着支援	人数	実績・見込	0	0	0	1	3	5
		計画	1	1	1			
	事業所数	実績・見込	18	18	18	18	18	18
		計画	19	20	20			

※計画相談支援のサービス見込量は3月中にサービス等利用計画の作成又はモニタリングを行った人数であり、利用者数の総数とは異なります。(令和5年10月時点における計画相談支援利用者数の総数は3,214人、セルフプランは2人)

<見込量について>

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加すると見込まれます。相談支援事業所は毎年度増加しているものの、相談支援専門員が見つからずサービスに繋がらないケースの解消が課題となっています。

地域移行支援についても、地域生活への移行を支援するための取組みにより、利用者は増加すると見込んでいます。

(3)今後の取組み

<計画相談支援>

- 相談支援専門員の育成を図るための研修等の相談支援体制の充実を図ります。
- 情報提供等を行い事業所の新規参入を促します。
- 相談支援専門員の業務量の平準化を図るとともに、障害者へのモニタリング頻度を精査することで、サービスの質の更なる向上及びサービス提供体制を確保します。
- サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスを確保します。

<地域移行・地域定着支援>

- サービス提供事業者への継続的な指導・助言、連絡会の開催等により、質の高いサービスを確保します。
- 地域移行・地域定着支援に対応できる相談支援事業所の育成を図ります。

IV 地域生活支援事業の見込量と今後の取組み

令和6年度から8年度までの地域生活支援事業等の見込量と今後の取組みを以下のとおり定めます。※見込量は移動支援事業、自立生活支援事業及び地域活動支援センター事業を除き、3月末時点における数値で、令和5年度以後は見込みです。(見)は見込みを表します。

1 相談支援事業

(1)事業内容

サービスの種類
<p>① 障害者相談支援事業 地域の障害者福祉に関する課題について、障害者児、その保護者又は介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービス等の利用支援、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な支援を行います。</p>
<p>② 障害者自立支援協議会 相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として障害者自立支援協議会を引き続き設置し、医療機関、ハローワーク、特別支援学校等、地域の関係機関によるネットワークを強化します。</p>
<p>③ 基幹相談支援センター等機能強化事業 専門的な相談支援を必要とする困難ケースへの対応や豊橋市障害者自立支援協議会における専門的な助言・指導等を行うことができるよう、社会福祉士等専門的職員を配置して相談支援機能を強化します。</p>
<p>④ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) 賃貸契約による一般住宅への入居を希望する障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行います。</p>
<p>⑤ 障害者理解啓発事業 障害者児が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者児への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。</p>
<p>⑥ 成年後見制度利用支援事業 知的障害・精神障害者で判断能力が不十分な場合や、身寄りが無く助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合等において、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるように、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。</p>
<p>⑦ 成年後見制度法人後見支援事業 知的障害・精神障害者で判断能力が不十分な場合に、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、家庭裁判所の審判に基づき、成年後見支援センターにおいて成年後見人等(補助人・保佐人・後見人)の業務を支援します。</p>

(2)相談支援事業の見込量

項 目			第6期			第7期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
障害者相談支援事業	か所	実績・見込	6	5	6	6	6	6
		計画	6	5	5			
障害者自立支援協議会	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
基幹相談支援センター等機能強化事業	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
住宅入居等支援事業	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
障害者理解啓発事業	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
成年後見制度利用支援事業	人数	実績・見込	4	6	8	8	9	9
		計画	7	7	7			
成年後見制度法人後見支援事業	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			

(3)今後の取組み

<障害者相談支援事業、障害者自立支援協議会、基幹相談支援センター等機能強化事業>

- とよはし総合相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。
- 各関係機関の協議の場として、豊橋市障害者自立支援協議会の活性化に努めます。

<住宅入居等支援事業>

- 障害者の住まい探しのサポートとして、事業を継続します。

<障害者理解啓発事業>

- 障害者虐待防止法(平成24年10月施行)に関し、令和4年度より障害者虐待防止の更なる推進のため従業者への研修実施等が義務付けられたこと、並びに障害者差別解消法(平成28年4月施行)における障害者への合理的配慮等、について啓発を行います。

<成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業>

- 障害者の人権と財産を擁護する重要な制度であるため、必要としている方が利用できるよう、関係機関の連携や周知に努めます。

2 意思疎通支援事業

(1)事業内容

サービスの種類	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話、要約筆記をコミュニケーション手段とする聴覚障害者に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
② 手話通訳者設置事業	市役所に手話通訳者を配置し、庁内でのコミュニケーションを支援します。
③ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者の生活及び福祉制度等についての理解、認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話単語及び手話表現の習得を図ります。

(2)意思疎通支援事業の見込量

項 目			第6期			第7期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
手話通訳者派遣事業	派遣 件数	実績・見込	883	766	917	920	930	940
		計画	1123	1151	1180			
	利用 人数	実績・見込	91	84	84	90	93	95
		計画	78	77	75			
要約筆記者派遣事業	派遣 件数	実績・見込	60	102	98	95	95	95
		計画	74	65	57			
	利用 人数	実績・見込	9	11	11	12	12	12
		計画	8	7	6			
手話通訳者設置事業	設置 人数	実績・見込	2	2	2	2	2	2
		計画	2	2	2			
手話奉仕員養成研修事業	修了 件数	実績・見込	20	24	30	30	30	30
		計画	20	18	17			

(3)今後の取組み

聴覚障害者が円滑な意思疎通を図れるような手話通訳者・要約筆記者派遣事業の拡大と視覚障害者に対して点字や音声等を利用した情報提供を行います。また、その他の障害特性にあわせた意思疎通支援の充実を図ります。

3 日常生活用具給付事業

(1)事業内容

サービスの種類	
① 介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等障害者児の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に使用する椅子等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
② 自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等、障害者児の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
③ 在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器等、障害者児の在宅療養を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
④ 情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等、障害者児の情報収集、情報伝達や意思疎通を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
⑤ 排せつ管理支援用具	電気式たん吸引器等、障害者児の在宅療養を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるものです。
⑥ 居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置には小規模の住宅改修を伴うものです。

(2)日常生活用具給付事業の見込量

項 目		第6期			第7期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
介護・訓練支援用具	件数	実績・見込	37	30	28	28	26	26
		計画	53	53	53			
自立生活支援用具	件数	実績・見込	50	44	42	42	40	40
		計画	55	56	57			
在宅療養等支援用具	件数	実績・見込	58	44	34	34	33	33
		計画	54	55	55			
情報・意思疎通支援用具	件数	実績・見込	36	46	51	51	56	60
		計画	48	52	56			
排せつ管理支援用具	件数	実績・見込	9,845	10,009	10,101	10,200	10,300	10,400
		計画	10,628	11,026	11,438			
居宅生活動作補助用具	件数	実績・見込	10	7	5	5	5	5
		計画	20	18	17			

(3)今後の取組み

障害者の要望や福祉用具の技術革新に合わせて、必要に応じた支給品目や支援対象範囲の見直しを行っていきます。

4 移動支援事業及び自立生活支援事業

(1)事業内容

サービスの種類	
① 移動支援事業	障害者の地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出時の支援を行います。
② 日中一時支援事業	障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障害者の日中における活動の場を提供します。
③ 訪問入浴事業	入浴が困難な重度身体障害者に対し、在宅における入浴介護を行い、入浴の機会を提供します。

(2)移動支援事業及び自立生活支援事業の見込量 ※見込量は3月利用分

項 目		第6期			第7期			
		R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
移動支援事業	人数	実績・見込	233	283	315	350	360	370
		計画	317	324	330			
	時間	実績・見込	1,500	1,763	2,072	2,435	2,507	2,577
		計画	2,786	2,609	2,607			
	事業所数	実績・見込	47	42	40	41	42	43
		計画	59	60	61			
日中一時支援事業	人数	実績・見込	71	91	95	99	103	107
		計画	198	212	227			
	日数	実績・見込	151	184	190	197	204	211
		計画	275	281	287			
	事業所数	実績・見込	27	24	23	22	21	20
		計画	46	46	46			
訪問入浴事業	人数	実績・見込	40	40	42	43	45	47
		計画	41	44	48			
	回数	実績・見込	277	267	261	255	249	243
		計画	277	296	316			
	事業所数	実績・見込	6	6	6	6	6	6
		計画	8	11	14			

<見込量について>

移動支援事業及び日中一時支援事業の利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、徐々に利用者は増加しています。今後、特に移動支援事業において、障害者の自立生活や社会参加の機会が増えることに伴い、大きく増加することが見込まれます。

(3)今後の取組み

<移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴事業>

- サービス提供事業者への継続的な指導・助言等により、各事業の充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な障害者や行動障害がある障害者が安心して利用できるよう努めます。
- 障害者のニーズに応じ各事業内容の見直しを検討します。

5 地域活動支援センター事業

(1)事業内容

サービスの種類	
① 地域活動支援センター事業	<p>就労が困難な在宅の障害者に対し、一般の業者から受託した箱折り作業等の生産活動や創作活動の機会の提供、講演会の開催等、地域との交流促進、その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むための支援を実施します。</p> <p>※市外の地域活動支援センターの利用を希望される場合には、当該地域活動支援センターの所在地である自治体との調整及び支援を行います。</p>

(2)地域活動支援センター事業の見込量 ※見込量は3月利用分

項 目			第6期			第7期		
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)
地域活動支援センター	事業所数	実績・見込	5	5	5	5	5	5
		計画	5	5	5			
	人数	実績・見込	69	62	67	66	66	66
		計画	94	92	90			

(3)今後の取組み

就労が困難な在宅の障害者に対して日常生活及び社会生活を営むための支援や訓練を継続し、一定の訓練を終えた利用者に対して就労継続支援への移行を促す等、障害者の自立に向けた支援を行います。

日中活動を行う場の不足等を理由として、昭和 62 年度からデイサービスとして開始し、平成 18 年度には地域活動支援センターとして本市が運営を続けている豊橋市障害者軽作業訓練室について、現在では日中活動系サービスが充実しており利用者も減少傾向にあることから、今後の運営方法等について検討します。

6 その他の地域生活支援事業

(1)事業内容

サービスの種類	
① 福祉ホーム事業	自立した日常生活を営むための居室その他の設備を、低額な料金で提供します。
② 生活訓練事業	日常生活上必要な訓練・指導を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。 【事業の主な内容】 ・歩行訓練事業
③ 社会参加促進事業	スポーツ・文化活動、点字や音声による広報の発行、自動車の運転免許取得費や改造費の助成を通して、障害者の社会参加を促進します。 【事業の主な内容】 ・スポーツ・文化教室の開催 ・点字版及び音声版「広報とよはし」の発行 ・文化芸術活動振興事業
④ 自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動への支援を実施します。 【事業の主な内容】 ・ピアサポート活動支援 ・社会活動支援(パソコン教室)

(2)その他の地域生活支援事業の見込量

項 目			第6期			第7期			
			R3	R4	R5(見)	R6(見)	R7(見)	R8(見)	
福祉ホーム 事業	市内	事業 所数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
			計画	0	0	0			
		人数	実績・見込	0	0	0	0	0	0
			計画	0	0	0			
	市外	事業 所数	実績・見込	3	3	3	3	3	3
			計画	3	3	3			
		人数	実績・見込	7	7	7	7	7	7
			計画	9	9	9			
生活訓練 事業	設置数	実績・見込	1	1	1	1	1	1	
		計画	1	1	1				
スポーツ・ 文化教室	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		計画	実施	実施	実施				
文化芸術活 動振興事業	参加人数	実績・見込	0	166	411	500	600	700	
		計画	700	700	700				
自発的活動 支援事業	状況	実績・見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		計画	実施	実施	実施				

(3)今後の取組み

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、障害者の文化芸術活動の推進や、必要に応じた視覚障害者等の読書環境の整備等、各種事業の充実を図ります。



第 7 期豊橋市障害者福祉実施計画(2024－2026)

発行 令和 6 年 3 月

企画・編集 豊橋市福祉部障害福祉課

〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地

TEL(0532)51-2347

FAX(0532)56-5134